

(寄附金募集案内(詳細版))

## ご寄附のお願い

公益社団法人日本気象学会は、気象学、大気科学等の研究を盛んにし、その進歩を図り、国内及び国外の関係学協等と協力して、学術及び科学技術、並びに文化の振興及び発展に寄与することを目的に活動を行っています。

本学会は、内閣府の移行認定を受け、平成25年4月1日から、公益社団法人日本気象学会に移行しましたが、これに伴い「特定公益増進法人」となりました。

事業に必要な資金は、主に会員の方々の会費及び事業収入を充てていますが、今後これらの活動を充実推進させるためには、多くの方々のご支援、ご協力が必要です。本学会の事業活動にご理解とご賛同をいただき、ぜひご寄附をお寄せいただくようお願い申し上げます。

皆様からいただく寄附金につきましては、本学会の「寄附金等取扱規程」に則り、有効かつ適切に管理し、使用させていただきます。

### 1. 寄附金の種類

本学会の寄附金には、次の3種類があります。

#### (1) 一般寄附金

本学会の事業ならびに運営を円滑に進めることを目的とするもので、この法人の会員を含む広く一般社会に、常時募金活動を行うことにより、個人又は団体から受領する寄附金です(常時募集中です。)

#### (2) 特定寄附金(現在募集しておりません)

本学会人が予め研究発表会の開催等の用途を特定して、この法人の会員を含む広く一般社会に、一定期間募金活動を行うことにより、個人又は団体から受領する寄附金です。募金に係る経費は、募集総額の30%以下とします。

#### (3) 特別寄附金

上記のほか、用途および運用方法を指定して、個人又は団体から受領する寄附金です。

※ 金銭のほか金銭以外の財産(有価証券等)を含みます。

上記(1)~(3)は、いずれも本学会の寄附金等取扱規程における名称です。いずれも所得控除又は損金算入が適用されます。

## 2. 寄附金のお申込み

寄附金お申込みの場合は、ご面倒ですが「寄附申込書」に必要事項をご記入の上、本学会「事務局」まで郵送又はE-mail、ファックスでお送りください。折り返し「**受付番号**」をお知らせします。

- ・「一般寄附金申込書」のダウンロード [Word](#) [PDF](#)
- ・「特定寄附金申込書」(現在募集していません)
- ・「特別寄附金申込書」のダウンロード [Word](#) [PDF](#)

※ 寄附は、一回につき、3,000円以上とさせていただきます。

## 3. 寄附金のお振込先口座

郵便局、銀行備え付けの振込用紙をご利用ください。

- ・いずれも、口座名義(加入者名)は、「**公益社団法人日本気象学会**」です。  
なお、恐れ入りますが、振込手数料はご負担ください。
- ・ご依頼人欄:ご住所、お名前、電話番号をご記入ください。
- ・通信欄又はご依頼人欄の先頭に、「**受付番号**」をご記入ください。

◎ 郵便振替をご利用の場合

**ゆうちょ銀行 00130-3-5958**

**口座名義: 公益社団法人日本気象学会**

◎ 銀行をご利用の場合

**みずほ銀行 丸之内支店 普通預金 1009538**

**口座名義: 公益社団法人日本気象学会**

## 4. 受領証明書の郵送

寄附金が入金されたことを確認した後「寄附金受領証明書」(領収書)を郵送いたします。本寄附金は、寄附金控除の対象となりますので、確定申告時まで大切に保管してください。税法上の優遇が受けられます。

## 5. 税制上の優遇措置

公益社団法人日本気象学会への寄附金には、特定公益増進法人としての税制上の優遇措置が適用され、所得税(個人)、法人税(法人)の控除が受けられます。

### ・個人寄附の場合(所得税の控除)

所得控除として、一年間の寄附金の合計額(年間総所得金額の40%相当額が限度)から2,000円を引いた金額が、寄附者の年間総所得金額から控除されます。

(注)自治体によっては、個人住民税の軽減措置の対象となります。

・法人寄附の場合(法人税の控除)

一般寄附金の損金算入限度額と合わせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額を、損金に算入することができます。

**6. 寄附についての問い合わせ先**

公益社団法人日本気象学会 事務局

**住所** : 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-4(気象庁内)

**電話/FAX** : 電話:03-3216-4403、FAX:03-3216-4401

**ホームページ** : <http://www.metsoc.jp/>

**E-mail** : [chief@metsoc.jp](mailto:chief@metsoc.jp)